

○越前市地域包括支援センター運営協議会設置規則

令和 2 年 1 2 月 1 5 日

規則第 5 3 号

越前市地域包括支援センターの設置等に関する規則(平成 1 8 年越前市規則第 6 号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第 1 条 市は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置、運営、評価等に必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営に資するため、越前市附属機関設置条例(平成 2 4 年越前市条例第 2 号)第 2 条の規定に基づき越前市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する地域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びに介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 1 1 5 条の 4 7 第 1 項に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は変更

ウ 包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施

エ センターの設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について、その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定及び変更

(2) センターの運営及び評価に関すること。

(3) 地域の連携、支援体制等に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(委員)

第 3 条 運営協議会は、委員 1 1 人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護保険のサービス事業者並びに医療、保健及び福祉に係る職能団体の関係者

(2) 介護保険の被保険者及び介護保険の利用者

(3) 介護保険以外の地域資源、地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 運営協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 会議において、第2条第1号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に、委員が該当センターの設置者(設置希望者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

(任期)

第6条 運営協議会の委員の任期は、3年とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(運営協議会の会議の招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。